

改正後	改正前
<p>こ成事第175号 こ支総第50号 令和7年3月21日 <u>【最終改正】こ成事241号</u> <u>こ支総120号</u> 令和8年3月30日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p>こども家庭庁 成育局長 (公印省略) 支援局長 (公印省略)</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施について（通知）</p> <p>[略]</p> <p>別紙</p>	<p>こ成事第175号 こ支総第50号 令和7年3月21日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p>こども家庭庁 成育局長 (公印省略) 支援局長 (公印省略)</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施について（通知）</p> <p>[同左]</p> <p>別紙</p>

児童福祉行政指導監査実施要綱

[略]

2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

[(1) ・ (2) 略]

(3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費等国庫負担金及び保育所に係る子どものための教育・保育給付交付金をいう。

(4) 「児童入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く施設をいう。

[3 ・ 4 略]

5 指導監査の方式及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。

(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。

[ア～エ 略]

オ 一般型乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第20条1項に規定する一般型乳児等通園支援事業所であって、他の施設・事業と一体的に運用されているものに限る。）及び余裕活用型乳児等通園支援事業

児童福祉行政指導監査実施要綱

[同左]

2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所に係る子どものための教育・保育給付交付金をいう。

(4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。

[3 ・ 4 同左]

5 指導監査の方式及び回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。

(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。

[ア～エ 同左]

[新設]

所（同法第 25 条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）と一体的に運営されている保育所の指導監査を行う場合は、担当部署と連携して効率的な指導監査を実施すること。

[6～8 略]

9 指導監査事項

(1) 児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）

指導監査は、実施機関及び児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）に対しては、別紙 1 「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙 2 「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。

なお、別紙 1 に記載の事項のうち、児童福祉法及びその下位法令に根拠を有さないものについては参考項目とし、指導監査の目的に照らして、都道府県において確認することが望ましいものとする。仮に監査等において違反を確認した場合は、指導監督権限を有する行政機関と連携する等の対応を行うこと。

(2) 保育所及び児童厚生施設

保育所及び児童厚生施設に対する指導監査については、関連法令に基づき、「標準監査項目」を整理したため、別添 1 「保育所の監査について」及び別添 2 「児童厚生施設の監査について」に準拠して実施すること。

※ なお、別紙 1 「児童福祉行政指導監査事項」における保育所及び児童厚生施設に係る監査事項については、別添 1 及び別添 2 に含まれているため、当該施設に関する監査についてはこれらを用いること。

[6～8 同左]

9 指導監査事項

指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙 1 「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙 2 「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。

児童福祉施設に対する一般指導監査では、直近の事案を踏まえ、別紙 1 「児童福祉行政指導監査事項」のうち、二重下線が引かれている項目を、より優先的かつ重点的に確認すること。

10 指導監査実施上の留意事項

[(1) ~ (5) 略]

(6) 児童入所施設（助産施設を除く。）（以下「児童養護施設等」という。）に対して指導監査を実施する場合には、特に以下の点に留意すること。

① こどもの権利が著しく侵害される事案、いわゆる重大事案が発生した児童養護施設等については、「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」等について（令和6年7月16日こ支家第406号）による第三者による検証の結果を踏まえた対応状況等を確認すること。

② 児童養護施設等における重大事案に係る第三者による検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監査に反映させること。

11 指導監査結果の措置

[(1) ・ (2) 略]

(3) 指導監査結果の検討及び措置

指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。

なお、保育所及び児童厚生施設に対する指導監査については、別添1及び別添2において、監査項目を、文書指摘事項、口頭指摘事項及

10 指導監査実施上の留意事項

[(1) ~ (5) 同左]

[新設]

11 指導監査結果の措置

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 指導監査結果の検討及び措置

指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。

び助言指摘事項等の分類に分けてお示ししており、指導監査を行うに当たっては当該分類も参考とすること。

〔（４）・（５） 略〕

別紙 1 設指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
〔第 1 ・ 第 2 略〕	
第 3 <u>児童</u> 入所施設 措置費の事務処 理状況	〔（１）～（７） 略〕

2 施設指導監査事項

（１） 〔略〕

（２） 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
第 1 適切な入所者 支援の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者 等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）と の連絡調整が図られているか。
1 入所者支援の充 実	〔児童入所施設〕 略

〔（４）・（５） 同左〕

別紙 1 設指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
〔第 1 ・ 第 2 同 左〕	
第 3 入所施設措置 費の事務処理状 況	〔（１）～（７） 同左〕

2 施設指導監査事項

（１） 〔同左〕

（２） 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
第 1 適切な入所者 支援の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者 等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）と の連絡調整が図られているか。
1 入所者支援の充 実	〔児童入所施設〕 略

	<p>[保育所]</p> <p>(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p>(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</p> <p>ア 全体的な計画や、それに基づく指導計画が作成されているか。</p> <p>イ 保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。</p> <p>ウ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。また、その結果の公表に努めているか。</p> <p>エ 保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。</p> <p>オ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。</p> <p>カ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</p>		<p>[保育所]</p> <p>(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p><u>(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</u></p> <p><u>ア 全体的な計画や、それに基づく指導計画が作成されているか。</u></p> <p><u>イ 保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。</u></p> <p><u>ウ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。また、その結果の公表に努めているか。</u></p> <p><u>エ 保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。</u></p> <p><u>オ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。</u></p> <p><u>カ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</u></p>
--	---	--	--

	<p>(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p>(5) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</p> <p>ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</p> <p>イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>		<p>(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p>(5) <u>安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p> <p><u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</u></p> <p><u>ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</u></p> <p><u>イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</u></p> <p><u>ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u></p>
--	--	--	---

	<p>また、食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> <p>エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。</p> <p>通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。</p> <p>オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。</p>		<p><u>また、食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</u></p> <p><u>エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。</u></p> <p><u>通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。</u></p> <p><u>オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。</u></p>
--	---	--	---

<p>第2 児童福祉施設 運営の適正実施 の確保</p>	<p>カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p> <p>キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</p>	<p>第2 児童福祉施設 運営の適正実施 の確保</p>	<p><u>カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</u></p> <p><u>キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</u></p> <p><u>(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p> <p><u>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</u></p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p><u>(2) 乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</u></p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</p>
--------------------------------------	---	--------------------------------------	--

<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(8) こどもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p> <p>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。</p> <p>(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(2) 会計経理が適切に行われているか。</p> <p>ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。</p> <p>イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</p> <p>ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。</p>	<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p><u>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</u></p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p><u>(8) こどもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</u></p> <p>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。</p> <p>(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(2) 会計経理が適切に行われているか。</p> <p>ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。</p> <p>イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</p> <p>ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。</p>
-----------------------	---	-----------------------	---

<p>2 必要な職員確保と職員処遇の充実</p> <p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。</p> <p>オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。</p> <p>カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p> <p>(2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。</p> <p>(2) 防犯について配慮されているか。</p>	<p>2 必要な職員確保と職員処遇の充実</p> <p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。</p> <p>オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。</p> <p>カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p> <p>(2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p><u>(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。</u></p> <p><u>(2) 防犯について配慮されているか。</u></p>
<p>別紙2 [略]</p>	<p>別紙2 [同左]</p>		